#### 文教委員会行政視察概要

- 1 視察月日 平成30年5月9日(水)~5月10日(木)
- 2 視察先及び視察事項
  - 大阪市

日時 5月9日(水)

- 視察事項 (1) 土曜授業の実施及び長期休業期間の短縮について
  - (2) LGBT支援の取組について
  - (3) こどもの貧困対策推進事業について
- 京都市

日時 5月10日(木)

- (4) 京都市障害者スポーツセンターについて
- 3 視察委員

(委員長)片柳進(副委員長)松井孝至(委員)鏑木茂哉、松原成文、末永直、 本間賢次郎、山田晴彦、石田和子、岩隈千尋、月本琢也

### 4 視察概要

(1) 土曜授業の実施及び長期休業期間の短縮について

説明者:教育委員会事務局指導部初等教育担当課長 教育委員会事務局指導部中学校教育担当課長

### ア 土曜授業の実施について

① 実施の背景及び経過

より開かれた学校づくりを目的として、 平成24年度に「大阪市立学校活性化 条例」を制定した。その中の取組のひ とつとして、保護者や地域の方々が学 校に来て、教育現場を実際に見る機会 を設けることを目的として、土曜授業 を実施することとした。



平成24年度は試行的に小中学校数校で実施し、平成25年度は市内全校で 実施を行った。保護者や地域の方々の反応も良かったため、平成26年度は 全校において年間6回以上の土曜授業を実施することとした。

② 実施の成果

学力向上を目的とした習熟度別事業の実施や、家庭と地域と連携した防災訓練、ゲストティーチャーを招いての講演等を実施し、平日には行うことが難しい事業も実施することができたため、多様な体験活動を行うことができたことが成果である。

#### ③ 実施の課題

教職員の勤務時間の増加

土曜授業の実施に伴い、教職員の負担が増加し、土曜に出勤したことに対 する振替休日を取得することが困難な状況にある。

地域行事との日程調整

土曜日に実施を予定している地域の行事も多数あるため、全ての地域の行事との日程調整が困難である。

子どもの負担増加

地域のスポーツクラブは土曜日に大会や練習をする場合が多く、土曜日に 学校で授業を行うと予定が重なってしまうことが多い。そのため、地域の クラブ活動を優先し、学校を欠席する生徒を複数確認している。また、週 明けの月曜日に体調を崩し、欠席する生徒が普段よりも多かった。

#### ④ 今後に向けて

教職員の長時間労働の状況を改善すると共に、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、土曜授業の実施状況を見直す必要があったことから、 平成30年度から年間6回以上の実施を改め、年間3回以上とすることとした。

### イ 長期休業期間の短縮について

長期休業期間の短縮は、学習指導要領の改定等に伴う授業時間の確保を目的と しているものであり、土曜授業とは目的が異なっている。

平成25年度に、全小・中学校において、冬季休業期間を2日間短縮して12 月26日~1月6日とした。

さらに、空調機等の設置状況により学習環境が異なるため、学校独自で、夏季 休業期間を短縮した。

平成26年度は、全中学校において、夏季休業期間を7日間短縮して7月21日~8月24日とし、また、平成29年度は全小学校において、夏季休業期間を7日間短縮して7月21日~8月24日とした。

#### ※主な質疑内容等

#### (委員)「大阪市立学校活性化条例」の制定の背景について

(説明者) 平成24年度の条例制定前までは、学校単位で独自の取組を行っていたこ

とから、市全体の取組として学校を活性化する目的に条例を制定した経緯 がある。

### (委員)「大阪市立学校活性化条例」の制定時における学校現場との調整について

(説明者)条例制定に当たっては、当時の市長が現場の声を反映するべきとの強い意 向があったことから、校長先生をはじめ、教職員等からの意見も反映し、 条例を策定した経緯がる。

### (委員) 土曜授業の実施に当たっての教職員との調整について

(説明者) 試行実施期間中に、多くの保護者や地域の方々が学校の授業を見学いただいた等の成果があったことから、教職員についても納得をいただいて当該事業を実施できたと理解している。

### (委員) 土曜授業の実施に伴う、教職員の振替休日の取得について

(説明者) 夏・冬休業期間に学校の閉庁日を設け、当該日に教職員に代休を取得して もらうことにより、振替休日は実施当初より取得し易くなったと思われる。

### (委員)学校の閉庁日の状況について

(説明者) 昨年度のデータによると、ほとんどの小学校で閉庁日を設定することができた。2日間設定した学校は、213校、3日間設定した学校は、47校であった。

中学校は、約半数の44校で2日間閉庁日を設けることができたが、残りの半数は、部活動の関係で閉庁日を設けることが出来なかった。

- (委員) 土曜日に学校の授業ではなく、地域のクラブ活動等の習い事を優先し、学校を休む生徒への対策について
- (説明者) 年度初めにPTAを通して学校の年間スケジュールを提示し、保護者には 周知を行っている。また、学校によっては皆勤賞の制度を設ける等の対策 は行っている。

#### (委員) 土曜授業の授業内容について

(説明者) 授業内容については各学校で決定しているが、実施当初は、学校側が通常の授業とは異なった、イベント的な授業を実施する必要があると考えてしまった経緯があり、課外授業等が多く行われていた。平成26年に年間6回以上の実施を決定した際に、年間6回の課外授業等となると、事前準備等教職員の負担が増えることから、通常の授業でも構わない旨を周知した経緯があるが、現在も授業内容については、学校側が決めている。

#### (委 員) 学校によって土曜日の授業内容が異なることによる保護者の反応について

(説明者)特段、学校によって授業が異なることに対する意見等は無いため、それぞれの学校の取組に満足していただいていると理解している。

#### (委 員) 土曜日授業の実施時間について

(説明者)大多数の学校では、授業を11時30分頃までとし、12時までには下校 することとしている。

- (委員)土曜日授業の実施及び長期休業期間の短縮による教職員の残業時間の推移 について
- (説明者) 当該事業を行ったことにより、教職員の残業時間が増加したというデータ は出ていない。

### (委員)長期休業期間の短縮による子ども達の反応について

(説明者) 昨年度まで小学校の校長を務めていた自らの経験では、夏季休業明けには 多くの生徒が久しぶりに友達に会えて楽しそうにしていた印象を受けたこ とから、長期休業期間の短縮により、生徒が不満を持っているとは考えて いない。

### (委 員)長期休業期間の短縮による生徒の学力向上について

- (説明者) 現時点では、長期休業期間の短縮によって子ども達の学力が向上したというデータは無いが、授業日数が増えたことにより、教職員が授業の準備に時間を設けることができるようになった。このため、質の高い授業が行えることにより、今後、生徒の学力向上が図られていくものと思われる。
- (2) LGBT支援の取組について

説明者:市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長 市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理 淀川区役所市民協働課長代理 淀川区役所市民協働課担当係長

#### ア 淀川区役所の取組について

#### ① 経緯

榊前淀川区長は、自身が同性愛者であることを公表している当時の在大阪・神戸米総領事のパトリック・J・リネハン氏と会談した際に、欧米だけではなく、日本でもLGBTに悩み苦しむ若者が多くいることを聞き、周囲の理解不足と偏見による差別の実態が浮き彫りになったことから、LGBTは人権問題であり、人権を守るのは行政の役割であるとの判断から、直ちに区役所職員に対して職員自らが理解者になることを指示するとともに、市民の理解不足を補うため、同リネハン氏と同性の結婚式が話題となった元宝塚歌劇団の東小雪氏を招きLGBTトークセッション「それぞれの愛」を開催した。行政機関で初と思われる「LGBT」をテーマにしたトークセッションの反響は大きく、日本全国から感謝の声が数多く寄せられた。その後も、当事者との意見交換会を重ね、平成25年9月1日にLGBTの人権を尊重する目的で、「LGBT支援宣言」の公表を行った。

- ② 主な取組と実施内容
  - LGBT職員研修及びレインボーマークの標記

「LGBT支援宣言」以降、全職員へ研修を実施し、職員の名札にLGBTの理解者の証として、全職員の名札にレインボーマークの標記を行い、庁舎前や区長室にレインボーフラッグの掲示を行っている。

LGBTに対する情報発信 淀川区の広報誌やニュースレターの配架、特設ホームページからSNSの 発信を行っている。

③ レインボー出前講座の実施

LGBT啓発のため、担当職員が講師となり市民に向けた出前講座を実施している。平成29年度は12回行い、受講者数は、654人であった。

④ 教職員向けハンドブック等の作成 淀川区役所、阿倍野区役所、都島区役所の3区合同により教職員向けのLG BTハンドブック等を作成し、教職員向けに啓発を行った。

⑤ LGBT専門電話相談

当事者からの多くの要請があったことから実施し、公募型プロポーザルで公募し業者委託を行っている。平成29年度実績は、174件の相談があった。なお、当該事業は全市で積極的に推進することとなったため、区役所の取組としては、平成29年度をもって終了した。平成30年度からは、引き続き大阪市人権啓発・相談センターが実施している。

## イ 市の取組について

上記の淀川区役所の取組を発端として、大阪市では平成29年度から全市的に LGBT当事者に配慮した取組を展開している。

- ① 平成29年度の取組状況
  - LGBTに対する理解促進

LGBTをテーマとした管理職向けの人権問題研修を実施。研修に併せて LGBTに対する職員の認知度・理解度について調査したところ、認知度 (「LGBT」、「性的指向」、「性自認」の言葉について知っているか。)は、 「全部知っている」が、66.2%であった。理解度(「LGBT」等の性 的マイノリティについて正しく理解し、適切に対応することができるか) は、「できる」、「ほぼできる」が86.8%であった。

市民・企業に対する啓発 「大阪市LGBT支援サイト」の開設、リーフレット等の配付をするなど、 市民に対し啓発を行うとともに、企業に対しては、LGBTに関する研修 を実施している。

- ② LGBTに配慮した取組
  - 行政窓口での適切な対応

全所属及び市民サービスを担う委託業者、指定管理者に対し、「LGBTなどの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引き」を作成し、適切な対応についての周知を行い、適切な対応が行われるように徹底した。

#### ③ 学校における取組

- ・ 教育委員会が平成29年10月に市立学校を対象としてアンケート調査を 実施。調査結果は、「現在LGBTの傾向を示している生徒がいる学校」は 11%、「生徒に対してLGBTに関する教育を実施(予定を含む)した学 校」は26%、「教職員を対象とした校内研修を実施(予定を含む)した学 校」は、24%であった。
- ・ 申請書類等の性別記載の見直し 各種申請書や申込書、アンケート調査票等で法令に基づき性別記載が必要 な書類等を除き、性別記入欄の見直しを行った。具体的には、「男、女」に 加え、「その他」を追加した。
- ・ 庁舎トイレ案内での配慮 庁舎内の多目的トイレに、LGBTへの配慮として「どなたでも利用できます」や「レインボーマーク」の表示を行う取組を、構造的に対応が困難な庁舎・施設を除き平成29年度中に全て対応することとしていたが、当事者から、「レインボーマーク」があるトイレを使用することで、自分がLGBTと知られるのではないか等の恐れを感じるといった意見が複数寄せられたことから、「レインボーマーク」の標記を取りやめた。
- ・ 当事者に配慮した課題への対応
  各所属が所管する制度、サービス、施設等において当事者の利用に際して 直面する課題について調査を実施し、対応可能なものから実施を行ってい る。代表的な取組は、危機管理室所管の避難所開設・運営ガイドラインの 要援護者に性的マイノリティを追加する取組や福祉局の国民健康保険被保 険者証等の表面に通称名での記載・交付を可能とする取組を実施している。

### ④ 今後の対応課題

LGBTに対する理解・促進の取組

職員に対しては、引き続き研修等を実施し、LGBTの認知度・理解度の向上が求められる。また、市民については、LGBTの言葉の認知度は向上がみられるものの、性の多様性等に係る理解度は十分ではなく、年齢層により差がみられるため、引き続き市民に対する理解を深める取組を行うことが求められている。さらに、民間企業に対し、採用時や職場環境の面の配慮はもとより、様々なサービス提供において当事者の利用の配慮が進むように企業団体とも連携し、支援の取組を働きかけていく必要がある。

・ LGBTに配慮した取組 人権啓発・相談センターにおいて、LGBTに関しての強化相談日の新設 等相談対応の充実を図ることを検討している。

また、教育現場を含め、職場のそれぞれの業務に応じた課題を把握し、対応を行える取組が求められる。なお、行政委員会事務局(職員の採用を行う部署)では、今年度からエントリーシートの性別記入欄を削除する取組を行った。

#### ※主な質疑内容等

### (委員) LGBTの電話相談の内容について

(説明者)家族へのカミングアウトの仕方や職場での人間関係に関する相談が多い傾向にある。

# (委 員) パートナーシップ制度の導入について

- (説明者) 今年度の上半期にパートナーシップ制度の導入について検討を行う予定であり、また、民間企業向けのガイドラインの策定にも取り組んで行く予定である。
- (委員)パートナーシップ証明書を発行後、パートナーを解消した場合の対応について
- (説明者)離婚と同様に、パートナーを解消することは想定されるため、先行した取 組を行っている自治体の制度を参考にして検討を行っていく予定である。
- (委員)生物学的に「男」と「女」の区別が必要な場合の対応について
- (説明者) 医療現場等、生物学的に必ず、性別の記載が必要な場合は、行政としても 踏み込んで対応していくことが困難であると考えている。
- (委員) LGBTと医療に関する問題について
- (説明者)病院において名前を呼ばれることに対する抵抗がある方や、危篤状態時の 同性パートナーの立ち合い等の問題がある。
- (委員) 市立病院における同性パートナーの立ち合いについて
- (説明者) 市立病院においては、同性パートナー立ち合い以外でも、許容できる範囲 で患者の意向を最大限に尊重していると伺っている。
- (委員)性別の記入欄に「その他」を設けたことによる市民からの意見の有無について
- (説明者) 男女の記載が必要な申請書かどうかを判断し必要な場合に、「その他」欄を 設けており、現状では、アンケート調査やイベントの申込書等に限られて いる。現在のところ、「その他」欄を設けたことに対する意見等は届いてい ない。
- (委員)職員募集のエントリーシートに性別記入欄を設けないことに対する人事に 関する問題の有無について
- (説明者) 人事室においては、女性活躍促進やダイバーシティの観点から性別の把握 が必要であるため、合格者に対して確認は行っているが、合格者を決定す

るに当たって、行政委員会事務局においては、性別の判断は必要ないため、 エントリーシートの性別記入欄の記載と取りやめた経緯がある。

### (委員)淀川区役所におけるふるさと寄附金制度について

(説明者) いただいた寄附金はLGBT支援事業にも活用しており、主にLGBTス テッカーの作成費用としている。なお、寄付金に対する返礼品は用意して いない。

### (委員)学校に対するアンケート方法について

(説明者) 当該アンケートは、教育委員会事務局が学校に対してアンケート調査を行ったものであり、生徒に対して直接アンケートを実施したのではなく、教員に対してアンケートを実施し、LGBTの傾向がある生徒の割合を算出したものである。

### (3) こどもの貧困対策推進事業について

説明者:こども青少年局企画部こどもの貧困対策推進担当課長 こども青少年局企画部青少年課長

#### ア こどもの貧困対策事業実施にいたる経過

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年に施行されたことに伴い、大阪市では、子どもの貧困状況が改善されることを目指し、平成28年に市長を本部長とする「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を設置し、子どもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進することとした。

### イ 大阪市子どもの生活に関する実態調査

事業実施に当たり、正確な現状を把握する必要があるため、平成28年に実態調査を行った。

### ① 調査対象及び調査方法

大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所の全5歳児の保護者及び、大阪市立 小学校5年生の全児童及びその保護者、並びに、大阪市立中学校2年生の全 生徒及びその保護者を対象とした。調査方法は、各家庭に郵送を行うと返信 率が低くなると考え、保育所、学校等を通じて調査を行うことにより、76. 8%と高い回収率を達成することが出来た。

#### ② 調査結果

国が実施している国民生活基礎調査においては、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得の中央値の50%を下回る等可処分所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率と定義している。その定義に基づくと、5歳児にいる世帯では、11.8%が、小学校5年生及び中学校2年生がいる世帯では、15.2%が相対的貧困であることが判明した。

また、アンケート調査から見えてきた課題としては、世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、学習理解度にも影響を及ぼすこと、ひとり親世帯の経済状況の厳しさ、若年で親になっている世帯の経済状況の厳しさ、親子関係や友人関係が子どもの悩みなどに関連していることが明らかになり、子育て、教育、福祉、就労などの複合的な課題解決が必要であることが判明した。

これらの結果を踏まえ、平成30年3月に「大阪市こどもの貧困対策推進計画」を策定した。

計画期間は、平成30年度から34年度の5年間であり、4本の施策(こどもや青少年の学びの支援の充実、家庭生活の支援の充実、つながり・見守りの仕組みの充実、生活基盤の確立支援の充実)を独立して取り組むのではなく、互いに連携して取り組むことにより相乗効果を促すことが期待されている。

### ウ 主な平成30年度の取組

① 大阪市こどもサポートネット構築事業

学校、区役所(保健福祉センター)、地域がお互いに連携し、課題を抱えている子どもや子育て世帯を総合的に支援する仕組みづくりであり、平成30年度からモデル7区で実施をしている。

② ひとり親家庭自立支援策の充実

これまでの高卒認定資格合格支援事業に関して補助額の拡大をするだけでなく、専門学校等受験対策に要する費用の助成を行う事業を追加した。また、若年ひとり親の新たな家庭生活を経済的にサポートする事業も開始した。

### エ その他の取組(塾代助成事業について)

#### ① 概要

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、一定の所得要件を設け、市内在 住の中学生の約5割を対象として、学習、文化・スポーツ教室等の学校外 教育に係る費用を、月額1万円を上限に助成する事業である。

#### ② 助成·運営方法

利用者にICチップが内蔵された「塾代助成カード」を交付し、事前に登録している学習塾等を利用した際に助成が受けられる制度である。

事務処理システムの運用、申請書の受付、カードの作成・交付、コールセンターの運営等の運営の大部分を民間事業者に委託している。

なお、平成30年度の予算額は、利用者への交付額として約19億5千万円を、事業の委託料として約5億円を計上している。

### ③ 利用者数及び参画事業者数について

平成29年度(平成30年1月現在)の「塾代助成カード」の利用者は、 15,398人であり、所得要件等を満たし、助成が受けられる対象者の 約半数に当たる中学生が利用している。

平成29年度(平成30年1月現在)の参画事業者は、2,501事業者であり、主な内訳は、学習塾が約1,812事業者で最も多く、文化教室が262事業者、スポーツ教室が232事業者となっている。

### ④ 助成対象者の拡大

平成24年9月にスタートした事業であり、当初は西成区に居住し、市立中学校等に通学している中学生の養育者で就学援助制度の被認定者又は生活保護受給者が対象であり、約1,000人が対象であった。

平成25年12月からは西成区居住の要件を取り払い、市立中学校の通学者に対象範囲を広げたところ、約19,000人が対象となった。

平成27年10月からは、市内在住の中学生の養育者で、所得制限の限度 額未満の者を対象者とし、市内在住の中学生の約半数である、約31,5 00人が対象者となった。

### (委員) 大阪市こどもサポートネットの概要について

(説明者) 学校において生活状況等の課題のある子どもが発見された際には、学校の 教員に加え、新たに区役所(保健福祉センター)に配置されたスクールソ ーシャルワーカー等を加えた「スクリーニング会議」において支援方法の 検討を行い、民生委員、NPO、地域団体等の地域資源による支援も活用 し、適切な支援に結び付ける制度である。

### (委 員)子どもの貧困対策に複数の局で対応を行うことの調整方法について

(説明者)「大阪市こどもの貧困対策推進本部」では、市長を本部長とし、福祉局、こ ども青少年局、教育委員会等の職員で、適宜、情報共有が行われているこ とから、適切な調整が行われ、対応することができている。

#### (委員) こども食堂の行政への関わりについて

(説明者) 市内には81か所のこども食堂があるが、大阪市社会福祉協議会がこども 食堂連絡会を2か月に1回行っており、当該連絡会に市の職員も参加し、 情報交換を行っている。

#### (委員)子ども食堂のメニューの価格設定について

(説明者) それぞれの子ども食堂によってメニューの価格は異なり、材料費のみで提供を行っている食堂、100円均一等安価で提供を行っている食堂、子どもは無料で対応している食堂等、様々な食堂があり、行政として価格の均一化に向けた取組等は行っていない。

#### (委員) 塾代助成事業の助成対象者が市内在住の中学生の約5割となった経緯につ

いて

(説明者) 当初は、市内在住の中学生の約7割~8割を対象とする予定であったが、 予算面や市会での議論を踏まえ現在の約5割となった経緯がある。

### (委員) 塾代助成事業の参画事業者の基準について

(説明者)基本的には、幅広く認めていきたいと考えており、塾としての実態が存在 するかどうかの現地調査等を行ったうえで、参画事業を決定している。

### (委員) 塾代助成カードの利用者の出席率が低い場合の対応について

(説明者) 塾に月謝を支払ったが、実際は出席していない事例等も考えられるため、 月に1回、塾代助成カードにて利用実績を調べた上で、助成を行っている。

### (委員) 塾代の助成ではなく、塾が学校に出向く出前講座等の検討状況について

(説明者)本事業は、市内の約7割の中学生が塾に通っている実態の中で、塾に通いたいが、家庭の経済状況により通うことが出来ない中学生に対して助成を行うという目的のもと行っている事業であることから、こども青少年局としては、塾の出前講座等の実施の検討を行っていない。なお、各区役所においては、学校に限らず、区民センター等に塾の講師が出向いて授業を行う取組を実施している。

#### (委員) 塾代助成の所得制限の決定方法について

(説明者) 市内在住の中学生の5割を対象とする必要があるため、市民の所得分布を 確認し、所得制限限度額の決定を行っている。

#### (4) 京都市障害者スポーツセンターについて

説明者:京都市障害者スポーツセンター所長 京都市障害者スポーツセンター次長 京都市保健福祉局社会参加推進課長

#### ア 施設の概要

京都障害者スポーツセンター(以下「センター」という。)は、障害のある人々のスポーツ・レクリエーション活動の推進拠点として健康の維持・増進となお一層の社会参加を促すため、障害のない人々との共同利用による交流の場として昭和63年から運用を開始した施設である。



センターは2階建てで構成されており、主な施設として、1階には、体育室、温水プール、重度体育室、卓球室、プレイルーム室があり、2階にはトレーニング室、会議室、研修室、図書室、和室等が設置されている。

#### イ 利用状況等について

過去5年間の利用者数の推移を見ると概ね増加傾向であり、平成29年度には、 障害者、一般の方を含めて合計で約17万9千人が利用している。

なお、利用料金については、障害者とその介助者及びセンター登録のボランティ アは無料でセンターの施設を利用することができるが、その他一般の方は、障害 者の利用を妨げない範囲で利用料金を支払うことにより、利用することができる。

### ウ 管理・運営について

センターは運用が始まった昭和63年度から、財団法人京都障害者スポーツ協会 に管理運営委託を行っており、平成18年度から指定管理者制度を導入している。 (現指定管理者:公益財団法人京都市障害者スポーツ協会/平成29年4月~平成35年3月までの6年間)

なお、職員はセンター長以下、27名の体制で管理・運営を行っている。

### エ 今後の予定・課題等

今後の予定としては、平成30年度にセンターが30周年を迎えることからスポーツ大会等の記念事業の実施を予定している。

課題としては、施設竣工から30年が経過したことから経年劣化による修繕等が 必要になってきていることから、予算の確保に苦慮している。

#### ※主な質疑内容等

### (委員)障害者と一般の方の利用予約の違いについて

(説明者) 団体で利用する場合は、障害者団体は3か月前から予約の受付を開始し、 予約が入っていなければ、1か月前から一般の団体の受付を開始すること としているため、障害者の方が優先的に利用できる仕組みになっている。 個人で利用する場合は、需要が多く、混雑が予想されるプールについては、 一般の方の使用は、夜間及び木曜日の午後に限定することにより対応を行っている。卓球室、トレーニング室等のその他の施設は、基本的にいつで も利用できるが、混雑してきたと職員が判断したら、一般の方には、障害 者の使用を優先するよう促し、退室等をお願いしている。

### (委員)障害者がセンターを利用する際の申込方法について

(説明者) 障害者が最初にセンターを利用する際には、障害者手帳を持参した上で、 センターの看護師と面談を行ったうえで、利用証を発行する。2度目の利 用からは障害者手帳の持参は必要なく、利用証を持参いただければ、予約 が可能となっている。また、予約方法は、書類での提出をお願いしており、 ネットや電話での予約は対応していない。

### (委員)看護師以外の医療従事者の配置について

(説明者)スポーツ相談コーナーを設置し、整形外科及び循環器系の医師は月に1回、 理学療法士は月に2回常駐させ、障害者のリハビリ等に当たっている。

#### (委 員) センターが建設されるに至った経緯について

(説明者) 昭和56年にKBS京都にて放送された「宮城まり子のチャリティーテレホン」を通して宮城まり子氏が京都市の身体障害者のスポーツの拠点施設の整備について言及したことが当センター建設のきっかけであり、昭和63年に京都市にて国民体育大会及び障害者スポーツ大会が行われた際の水泳大会の会場としてプールが建設されたことから、大会後にセンターとして運営するに至った経緯がある。

### (委員) イニシャルコスト及びランニングコストについて

(説明者) イニシャルコストについては、48億6千万円であり、うち土地の購入費 が約22億円程度ある。

> ランニングコストについては、指定管理料は年間約2億円であり、別途、 利用料収入等の約600万円でセンターを運営している。

#### (委員)プールの水深について

(説明者)障害者スポーツ大会の会場として利用されることを想定し、日本水泳連盟 が設定した基準の水深にしている。なお、子どもが利用する際は、かさ上 げをする等の工夫を行い、対応している。

#### (委 員)他のスポーツセンターと比較したプールの利用料金について

(説明者) 市内の他のスポーツセンターと比較すると、当センターのプール利用料金

は200円程度安めに設定している。

# (委員) センターに職員として在籍しているパラリンピックの監督・コーチについ て

(説明者)シッティングバレーボール、陸上競技、水泳の監督、コーチがセンターの職員として在籍している。なお、センターには、将来パラリンピックに出場を希望する障害者の子どもが多く利用している。

### (委員) センター利用者がパラリンピックに出場した際の競技種目について

(説明者)シッティングバレーボール、水泳、車イスフェンシング、車いす駅伝等の種目について、パラリンピックに出場した実績がある。なお、車いす駅伝の選手はアテネパラリンピックにおいてメダルを獲得した。

### (委 員) センター職員の指導者としての育成について

(説明者) 京都障害者スポーツ振興会にて行っている障害者スポーツの養成講座を受講する等の取組を行っており、センターでは数名が受講し、指導技術を磨いている。

### (委員)精神障害に対応できる職員について

(説明者) 精神障害専門の職員は配置していないが、職員に研修を受講してもらい対応している。

### (委員)学校等の利用状況について

(説明者) 市内に8つある支援学校の合同で行うスポーツ大会でセンターを利用して いただいており、また小・中学校の育成学級がクラス単位では頻繁に利用 していただいている。

### (委員)障害者用のスポーツ用品貸出器具について

(説明者)各種スポーツ用器具の貸出を行っており、また、テニス用、ラグビー用、 バスケット用等の様々な種類のある車いすの貸出も行っているため、障害 のある方がスポーツに慣れ親しんでいただける様な対応を行っている。

### (委員) センター内の文化施設利用者の推移について

(説明者)最近5年間は、文化施設の利用にも力を入れた取組を行っており、利用者は伸びてきている。

### (委員) センター内の障害者雇用について

(説明者) 当センターの清掃業務等について障害者を雇用することにより、一般就労 への練習の機会として活用していただいている。年に1、2名は一般就労 へ活動の場を移されている。